

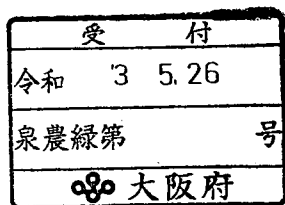
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 3年 5月 26日

大阪府知事 様



提出者

住 所 〒541-0054

大阪府中央区南本町4-5-10

氏 名 朝日ウッドテック株式会社

代表取締役 海堀 哲也

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6245-9505

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	朝日ウッドテック(株) 忠岡工場
事業場の所在地	〒595-0814 大阪府泉北郡忠岡町新浜 2-1-20
計画期間	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	12：木材木製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額：9,498百万円
③ 従業員数	102人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	67.8 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特別管理産業廃棄物（引火性廃油）の年間排出量が、50 tを超えると、排出量を削減する計画を立て、活動しなければならない事を、排出現場の担当者に説明		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	61.0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特別管理産業廃棄物（引火性廃油）の前年度の年間排出量実績の報告と、今年度も継続して排出量を削減する為の活動をしなければならない事を、排出現場の担当者に説明		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特になし
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

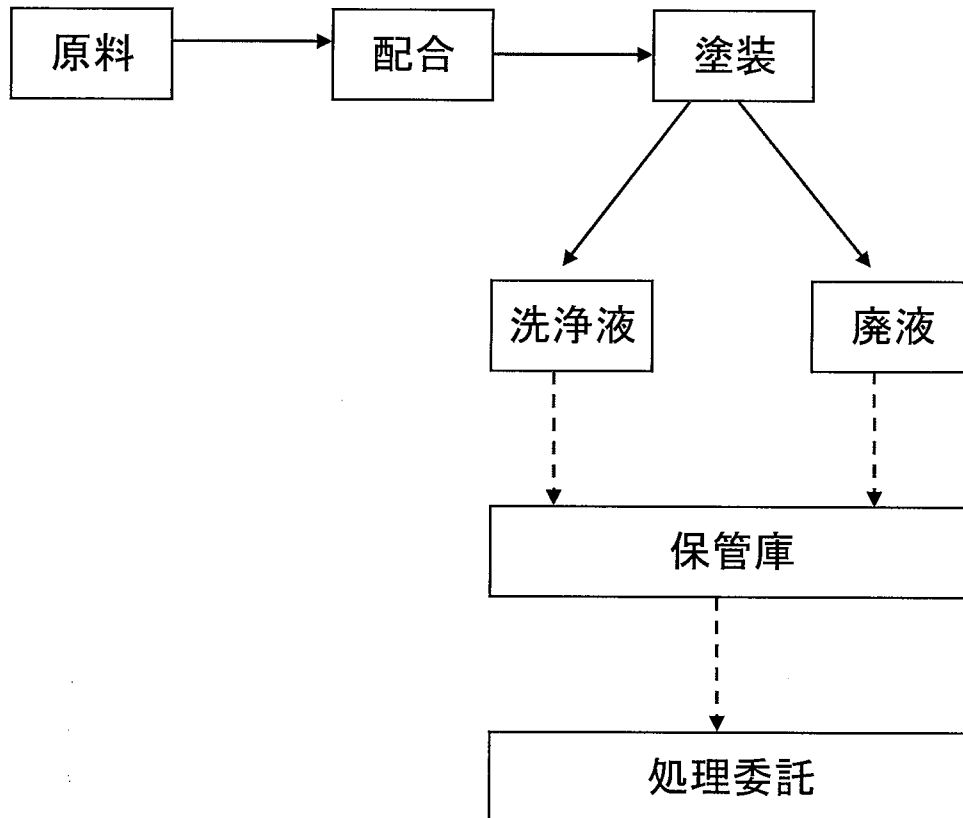
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	67.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	67.8 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・処理委託業者が行う、特別管理産業廃棄物(引火性廃油)は全て燃料化を行っている。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	61.0 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	61.0 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状維持		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		67.8 t
	(今後実施する予定の取組等) ・現在、電子マニフェストを導入し、運用開始しております。		
※事務処理欄			

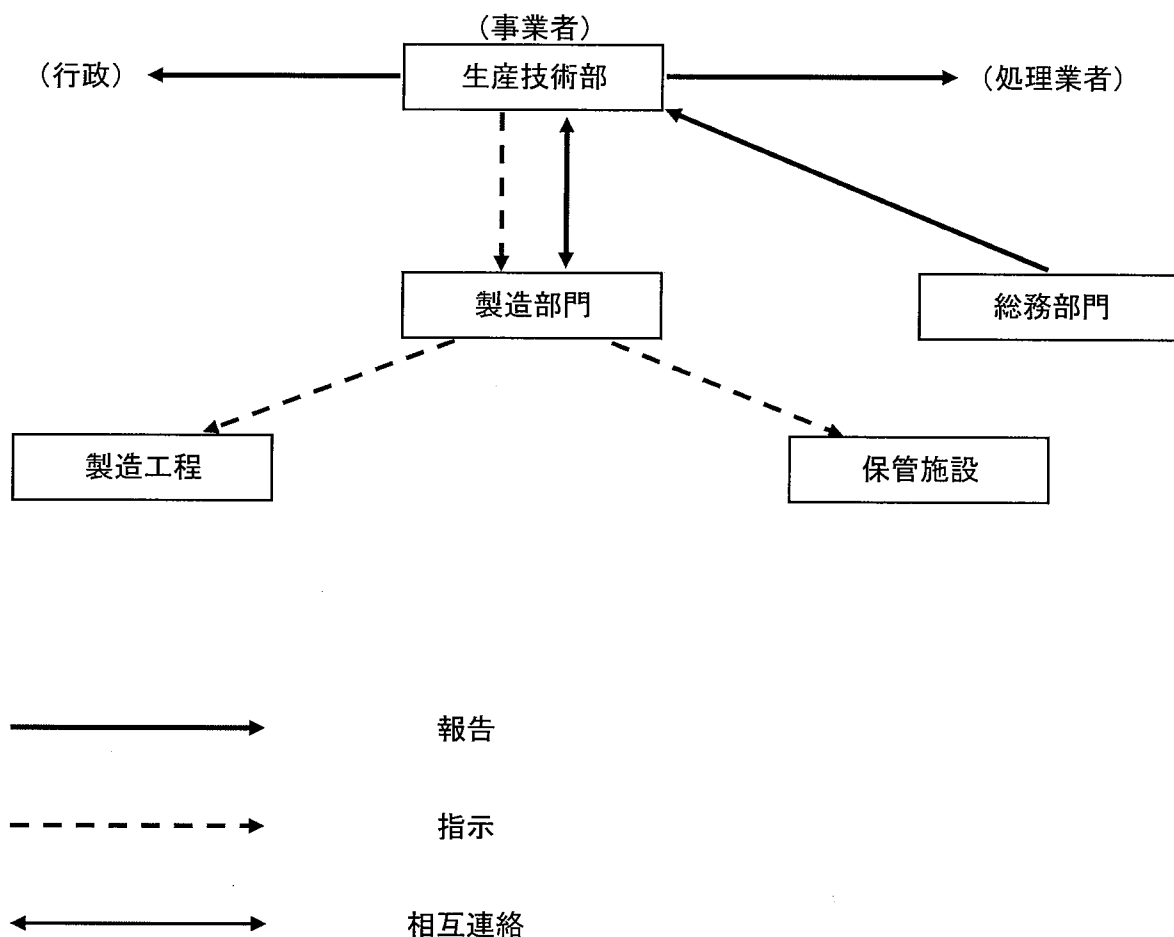
別紙①

[産業廃棄物発生工程フロー]



別紙②

〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部署	役割
A 生産技術部	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に対する報告等 ・産業廃棄物の発生量、排出量、集計等 ・処理業者委託の委託契約 ・マニフェスト管理の確認 ・産業廃棄物の分析、測定等 ・製造部門へ、量、費用、分析結果の報告
B 製造部門	<ul style="list-style-type: none"> ・各現場の設備の維持管理点検等 ・廃棄物保管施設の使用状況の管理
C 総務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理費用の管理 ・上記内容を生産技術部へ報告